

鳥取県告示第657号

平成18年鳥取県告示第851号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「項」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 知事から鳥取県建設工事等入札参加資格停止措置要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。</u></p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提出期間及び時間</p> <p>次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあつては、知事が別に定める期間においても、提出することができる。<u>なお、資格停止の措置を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。</u></p> <p>平成18年12月1日（金）から平成19年1月31日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 提出先</p> <p>鳥取県県土整備部技術企画課企画係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7808）</p> <p>(5) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 提出期間</p> <p>次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあつては、知事が別に定める期間においても、提出することができる。</p> <p>平成18年12月1日（金）から平成19年1月31日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 提出先</p> <p>鳥取県県土整備部企画防災課企画係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7808）</p> <p>(5) 略</p> <p>3及び4 略</p>

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成21年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合
知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成21年度及び平成22年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成21年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日